

熊本大学学術リポジトリ

Kumamoto University Repository System

Title	バーナード・ウィリアムズの理由内在主義
Author(s)	中根, 杏樹
Citation	先端倫理研究, 11: 33-51
Issue date	2017-03
Type	Departmental Bulletin Paper
URL	http://hdl.handle.net/2298/36903
Right	

バーナード・ウィリアムズの理由内在主義

Reason internalism of Bernard Williams

Anju Nakane

Abstract

The purpose of this paper is to examine why disagreement between the internalism and externalism of reasons occurs. The debate about internalism and externalism of reasons started with Bernard Williams in "Internal and external reasons" (1979). There have not, however, been enough discussion about why that disagreement occurs. Through focusing on the premises that appear in the Williams "explanatory argument" and examining these in detail, I conclude that they differ depending on whether the reason statement can be used in a "distinctive sense" or whether this is not admissible.

中根杏樹

はじめに

私はこの論文で、理由の内在主義(internalism)と外在主義(externalism)の対立について扱う¹。この対立は、バーナード・A・O・ウィリアムズ(Bernard A. O. Williams)が 1979 年に発表した「内在的理由と外在的理由(Internal and external reasons)」という論文(以下、IER)から始まった。内在主義と外在主義は、「A は φ する理由をもつ」という理由言明の真理条件に関して対立している(A には任意の行為者、 φ には任意の行為を表す動詞が当てはまる)。ウィリアムズの定式化によると、内在主義は、

「A が φ する理由をもつ」が真である

if and only if

A は、既存の主体的動機群からはじめた健全な熟慮の過程によって、 φ するという結論へと到達しうる²

¹ これと混同されやすい対立に、判断内在主義と判断外在主義の対立がある。判断についてのその対立は、道徳的判断はその行為者を φ するよう必然的に動機づけるのかどうかについて対立している。道徳的判断は動機づけを含むと主張する立場を内在主義と言ひ、含まないと主張する立場を外在主義と言う。判断内在主義と判断外在主義は、道徳的判断と動機づけの繋がりに関して対立しているが、本稿で扱う理由内在主義と理由外在主義は、理由と動機の繋がりについて対立しており、これらは異なる対立である。本稿で扱うのは、理由内在主義と理由外在主義である。以下では、それらをたんに内在主義、外在主義と呼ぶ。

² Williams(2001)では、内在主義の定式が示すものが「十分条件であるかは脇に置いておく」と言われている。しかし、別稿では、十分条件でもあると考えると明言している(Williams, 1989)。ここでは、内在主義を理由言明が真であるための必要十分条件を示す立場として理解

と主張する立場である。それに対して、外在主義は、このような真理条件を否定する立場である (Williams,1989,p.35)。

この定式に現れている通り、ウィリアムズは、「ある考慮事項(consideration)は A が ϕ する理由であるかどうか」というよりも、「A は ϕ する理由をもつかどうか」を問う傾向にある。だが、ウィリアムズの見解は、その後一般的に、特定の考慮事項が理由であるための条件を示すものと解釈されてきた。その解釈に基づくと、ウィリアムズの主張する形の内在主義は、以下のように定式化される。

「ある考慮事項 C は A にとって ϕ する理由である」が真である

if and only if

A は、既存の主体的動機群からはじめた健全な熟慮の過程において、C という考慮事項によって、 ϕ するという結論へ到達しうる³

内在主義者と呼ばれる人のなかには、「主体的動機群からはじめた健全な熟慮の過程において」という条件ではなく、他の条件を採用する人もいる。したがって、内在主義の一般的な形は、「理想的な条件において、A は C という考慮事項によって ϕ するという結論へ到達しうる (あるいは、動機づけられる)」と表すことができる⁴。この定式に当てはまる見解を受け入れる内在主義者には、ウィリアムズの他に、マイケル・スミス(Michael Smith)、クリスティーン・M・コースガード(Christine M. Korsgaard)などがいる。他方、代表的な外在主義者には、トマス・ネーゲル(Thomas Nagel)、デレク・パーフィット(Derek Parfit)、ジョン・H・マクダウェル(John H. McDowell)、ジョナサン・P・ダンシー(Jonathan P. Dancy)などがいる。

ウィリアムズの定式にせよ、考慮事項に焦点を当てた定式にせよ、内在主義と外在主義は理由言明の真理と行為者の動機の繋がりに関して対立する立場として特徴づけられており、このことは一般的に認識されている。しかし、なぜこのような対立が生じるのか、内在主義と外在主義の争点はどこにあるのかということについては、同意があるとは言えない。さらには、この問題が主題として明示的に議論の俎上にあがること自体、管見のかぎり少ないように思われる。

本稿では、内在主義の提唱者であり、その立場の筆頭でありつづけたウィリアムズの内在主義に焦点を当て、内在主義と外在主義の対立のひとつの根を明らかにしたいと思う。そのため

する。

³ この定式化は Setiya(2012)と鴻(2015b)を参考にしている。

⁴ 外在主義者のなかにも、ほとんど「理由に従う」と言うことに近いトリヴィアルな条件のもとで行為者が動機づけられるということを理由言明の真理条件として採用する者もいる。このような立場は、内在主義とは認められない。条件には様々な強さがありうるということを鑑みて、鴻は、内在主義と外在主義というふたつの立場の対立があるというよりも、それらはいわばふたつの極であると主張する(鴻、2015a)。

に、本稿では、ウィリアムズが IER において外在主義を批判し、内在主義を支持するために行った論証——「説明論証」と呼ばれる——の重要な前提を扱う。説明論証は、論争の火付け役になったというだけではなく、いまなお、内在主義を支持する有力な論証のひとつである (Heathwood, 2011)。説明論証は、「理由は行為の説明に現れうるのでなければならない」という前提からはじまる。この前提は本稿の第 1 章以降でも繰り返し言及されるので、「説明の要請」という名をつけておこう。この説明の要請を検討し、なぜウィリアムズはこの要請を認め、多くの外在主義者はこの要請を（少なくともウィリアムズが求めるような仕方では）認めないのか、といった問いを考えることを通じて、ウィリアムズが支持する内在主義と外在主義の争点を明らかにしていきたいと思う。

第 1 節では、「説明の要請」について説明する。その要請は（理由があると言われる当の行為者以外の人も含めた）だれかの可能性を求めるものとしても、当の行為者自身の可能性を求めるものとしても解することができるが、ウィリアムズは後者の可能性を求めている。第 2 節以降では、ウィリアムズが行為者自身の可能性を求める所以を考察することを通じて、内在主義と外在主義の対立のひとつの根を探っていこうと思う。第 2 節では、ウィリアムズが規範理由と行為者のあいだに密接な繋がりを認めるのは、理由言明を「他と区別される (distinctive) 意味」で用いることに由来していることを確認する。第 3 節では、その「他と区別される意味」がどのようなものかを考察する。その結果、理由言明は個別的な行為者についてのものであり、個別的な行為者を行為へと導くという点で他の言明とは区別される、と論じる。第 4 節では、ウィリアムズの内在主義では理由言明を「他と区別される意味」で用いることが鍵となっているが、理由言明の「他と区別される意味」を認め、その意味で用いるのかどうかという点で、すでに内在主義と外在主義のあいだには不一致があると述べる。

これらの議論に入る前に、ここで扱う「理由」や「理由言明」について少し説明を加えておこう。現在では、理由を「動機づけ理由 (motivating reasons)」や「規範理由 (normative reasons)」に区別して論じることが一般的になっている。規範理由とは、ある行為を支持する役にたつ (count in favor of) 考慮事項であり、動機づけ理由はある行為を支持すると行為者自身がじっさいに見做した考慮事項（行為者自身が特定の行為のための規範理由であると見做した考慮事項）である。この区別のもとでは、「理由の」内在主義と外在主義と呼んできたふたつの立場は、「規範理由の」内在主義と外在主義である。

さらに、ここで「規範理由」や「理由言明」と言うときに意図しているのは行為の規範理由や行為の理由言明であるということには注意しておきたい。われわれは行為の理由だけではなく、信念の理由といった別種の理由も同様にもつ。本稿では、そのなかでも、行為の理由に焦点を当てて論じる⁵。それが行為の理由であることにとくに注意が必要な箇所では、「行為の」と断っているが、以下では、たんに「規範理由」「理由言明」と言うことによって、行

⁵ 本稿の結論を踏まえると、これは論点先取のように見えるかもしれない。しかし、議論の主題を行為の理由に絞ったうえで、それを「理由」という単一概念で十分に分析できるのかどうかを問うことはできるために、これは中立的なスタート地点である。

為の規範理由や理由言明のことを意図している。

1. 「説明の要請」の解釈

第 1 節では、「説明の要請」を説明する。それは、外在主義を批判する文脈で言及される。ウィリアムズは IER 後半で、オーウェン・ウィングレイヴの例を用いて、外在的理由言明について論じている。まずは、その例を見てみよう。

オーウェンの例：

オーウェン・ウィングレイヴは、代々兵士を輩出してきた一家の息子である。彼の家族は、家族の名誉のために、オーウェンに軍に入るよう要求する。しかし、オーウェンは軍の生活や軍の意味するもののすべてを嫌っている。オーウェンは、既存の主体的動機群からはじめた健全な熟慮によって軍に入ると結論づけることができない。(Williams, 1979, p.106)⁶

この例では、オーウェンは軍に入るための内在的理由をもたない。だが、オーウェンの家族は、そのことが分かったうえでなお、「オーウェンは軍に入る理由をもつ」という言明を行うかもしれない。このとき、オーウェンの家族は外在的理由言明を行っている。

ウィリアムズは、このような外在的理由言明は真になりえず、外在的理由は存在しないと考えている⁷。そのことを示すための論証は、説明の要請からはじまる。ウィリアムズは説明の要請について以下のように述べている。ふたつの箇所を引用しよう。

もし行為のための理由が存在するならば、それは人々がそれらの理由のために行為することのあるようなものでなければならず、もし人々がそうするのであれば、彼らの理由は彼らの行為の正しい説明に現れるのでなければならない（このことは、その理由が彼らの行為の正しい説明のすべてに現れねばならないということを帰結しない）(ibid., p.102)。

外在的理由言明が意味するものについて考えるにあたって、われわれは可能な説明の次元を再び思い出すべきだ。可能な説明の次元とは、行為のどんな理由にもあてはまるような考慮である。もしあるものが行為の理由になりうるのであれば、それは個別的な状況においてある人の行為の理由になることができ、その行為の説明に現れる(ibid., p.106)。

ウィリアムズが言うには、行為の理由は、その理由のために行為することができ、行為の説

⁶ ウィリアムズの出した例を中根が要約した。

⁷ ウィリアムズは、後の論文で、「私はどこかで、大雑把には「行為には内在的理由しか存在しない」と表現されうるような見解について論じたことがある」と述べている(Williams, 1989, p.35)。

明に現れうるようなものでなければならない。ウィリアムズは、この要請から論証をはじめ、外在的理由は動機との関連を持たないが故に行為の説明に現れえないということを示すことによって、外在的理由の存在を否定している。オーウェンの例で言えば、オーウェンは軍に入るための関連する動機を持たないので、推定上の外在的理由はオーウェンの行為を説明することができない。このことを根拠に、外在的理由は存在しないと結論づけられている。

ウィリアムズの論証が成功するためには他にもいくつかの前提が必要であるが、説明の要請が重要な役割を果たしているということは明らかであろう。ウィリアムズの論証を再構成したりまとめたりしようとするいくつかの試みでも、この要請は言及されている (Millgram, 1996; Setiya, 2012; 児玉, 2002)。

だが、動機づけ理由が行為の説明に現れうるものでなければならないということは容易に認められる一方で、規範理由が行為の説明に現れうるものでなければならないということは論争的であるように思われる。規範理由に対するその要請は、動機づけ理由と規範理由の混同に基づくと考えられるかもしれない。規範理由に対するその要請は、いかにして正当化されるのだろうか。

ウィリアムズが先の引用で述べていることをもとに、「人々がそれらの理由のために行為することができる」ということは理由のもつ本質的な特徴であると言うことによって、一応の正当化を与えることはできよう。もしわれわれが特定の理由のために行為するならば、その理由は、「なぜそう行為するのか?」という問いに対して、答えとして持ち出される。そのとき、当の理由は行為者の行為を説明する。それに基づいて行為することができ、「なぜ?」という問いへの答えとして持ち出されることができるということは、そのような特徴を持たないならば理由ではないと言えるような、理由のもつ本質的な特徴であろう。規範理由も理由であるから、この特徴をもたねばならず、規範理由は行為の説明に現れうるものでなければならない。

以上の根拠はたしかに説明の要請を正当化してはいるが、ウィリアムズが求めるような形の要請の正当化としては、不十分であると考えられる。パーフィットは、その前提についてつぎのように述べている。

(A) [説明の要請] の論争的でない意味においては、それが意味しているのは、特定の事実は規範理由を与えると主張される場合、「人々 people はこれらの理由のために行為することがある sometimes」(IER, p.102)ということが真でなければならない、ということだけである。(Parfit, 1997, p.114)⁸

パーフィットの解釈では、だれかがその理由に従うということが満たされれば、それで十分に要請は満たされたことになる。しかし、ウィリアムズの考えでは、その要請は規範理由をもつと言われている行為者自身がその理由に従うるのでなければ満たされない。説明論証で

⁸ 引用内の強調はパーフィットによる。

は、「軍に入ることは家族の名誉を守る」という考慮事項がオーウェン自身の行為を説明するという可能性が求められていた。行為者自身が健全な熟慮によって規範理由があると言われていた行為を結論づけることができるかどうか、推定上の規範理由がその要請を満たすかどうかを左右していたのである。

ウィリアムズが説明の要請を持ち出す際に示唆していた根拠は、パーフィットのように解釈したうえでの要請を支えるためには十分であるが、行為者自身の可能性を求めるものと解釈したうえでの要請を支えるためには不十分である。だれかがその規範理由に従うというだけでも、その規範理由は「人々がそれらの理由のために行うことができる」という特徴をもつからである。ウィリアムズは、さらに、「規範理由をもつ行為者自身が、その理由のために行うことができなければならない」という要請を正当化する必要がある。

その要請を正当化するためには、当の行為者自身がその理由に従えなければならない、だれかがそれに従うというだけであってはならない、と言う必要がある。規範理由の役割は、だれかではなく、理由があると言われていた当の行為者を行為へと導くことにあると言うことができたならば、行為者自身の可能性を求めることを正当化できるはずである。

ウィリアムズがその正当性をどのように考えていたのかを理解し、ひいては、その正当性を考察するにあたって、ウィリアムズが説明の要請について直接的に語っている箇所をあたることは有望なやり方ではない。説明の要請について直接的に言及されている他の論文を見ても、行為者自身の可能性を求めるための正当化が行われているとは言えないからである(Williams, 1989; Williams, 2001)。一方で、ウィリアムズは、規範理由と個別的な行為者のあいだに密接な繋がりがあるということに関しては、いくつかの箇所で論じている。規範理由と個別的な行為者の関係に言及している箇所に注目することは、行為者自身の可能性を求める所以を理解する助けになるだろう。第 2 節では、「行為者自身」の可能性を求める正当性を探るために、行為者と規範理由の関係について論じられている箇所をあたろう。

2. 規範理由と行為者の関連

第 1 節では、ウィリアムズは「規範理由は、その理由があると言われていた行為者自身がそれに従って行為しうるのでなければならない」と前提しているが、そのことは正当化されていない、ということを確認した。本節では、なぜウィリアムズは行為者自身の可能性を求めるのか、それはじっさいに正当なことなのか、という問題を考察するために、個別的な行為者と規範理由の関係について論じられている箇所を検討する。

ウィリアムズはマクダウェルへの応答のなかで、規範理由と行為者の関連に言及している。マクダウェルは、説明の要請を「行為者が正しく熟慮する者（フロニモス）であれば」という条件のもとで認めようとする。それに対して、ウィリアムズは以下のように批判を行う。

この説明においては、(R) [理由言明] が A [特定の行為者] に関して区別された

(distinctively) 言明を為すことはまったくないということが帰結する。[...] かなり制限された外在主義的な説明においては、タイプ (R) の言明は行為を人々と関連づけないが、行為を行為のタイプや状況のタイプと関連づけるのであり、その言明は「X という状況では、 ϕ する理由がある」という形でもっとも明らかに表現されるのである。[...] この説明では、(R) は A を引き合いに出しているが、その内容は、A について区別していないのである。(Williams, 1995, pp.189-190)

この批判では、理由言明は規範理由と個別的な行為者を関連づけるような言明でなければならず、それぞれの行為者についての区別される内容をもたねばならない、と述べられている。「理由言明は A について区別された言明を行わねばならない」が意味していることは曖昧であるが、これについては、ジョシュア・ガート(Joshua Gert)がよい説明を与えている。ガートはこれを「世界のなかで A のもつ位置づけについての言明とは区別された、A (現実の心的状態をもった行為者) についての言明を行わねばならない」ということだと理解する(Gert, 2009, pp.74)⁹。

ガートの説明を受け入れると、ウィリアムズの考えでは、理由言明は、個別的な行為者の主体的動機群に言及することによって、個別的な行為者についての内容を持ち、それぞれの行為者と関連づけられている。一方で、パーフィットの解釈に現れているように、外在主義者は、理由言明がそれぞれの行為者についての内容をもつということを重視しない。内在主義と外在主義のあいだでは、規範理由に対する行為者の位置がはっきりと異なっているのである。内在主義と外在主義の「内在」「外在」は、規範理由の行為者に対する位置を示していると言えよう。

では、なぜ理由言明は個別的な行為者についての内容を持ち、それぞれの行為者と関連づけられているのでなければならぬのだろうか。この問いに答えることが、行為者自身の可能性を求めることを正当化する所以を理解することに繋がる。そして、その考察を通じて、内在主義と外在主義では規範理由が行為者に対して持っている位置が違ふことの所以を理解することもできよう。つまり、外在主義との対立点を探るといふ冒頭で示した目的を達成することもできるのである。

上記の問いに答えるにあたって、足掛かりにしたいのは、ウィリアムズの以下の記述である。

私は「前の引用部分をはじめとする」いままでのところで、(R) が A という人に関して区別された言明として現れないということは、外在主義的説明の問題であると言った。同様

⁹ この理解と対比されているのは、「理由言明は、B についての言明とは区別された A についての言明を行わねばならない」という理解である。ウィリアムズは、(たとえば、人間であるということによって) すべての人が主体的動機群の要素を共有しており、すべての人が特定の同じ理由をもつという可能性を、理論上は認めている。「区別される言明である」ということを「他の行為者の理由とは区別される」という意味で捉えると、このような見解と不整合に陥る(Gert, 2009, p.74)。したがって、ガートの解釈が正しいと考えられる。

に、そしてそれに関連して、もし (R) が A に関してなにごとかを言っているとするならば、この外在主義的説明は (R) が彼について言うことと彼について言われる他のことを十分に区別していない、ということも正しい。[...] 倫理的そして心理的な観点の両方から、(R)、そしてそれに関連するものは、A に関して特別なことを言うべきであり、たんに彼になんらかの一般的な規範的判断を引き合いにだすだけであってはならない。(Williams, 1995, pp.191-192)

理由言明はその行為者についての区別された言明として現れなければならない。そして、それに関連して、外在主義者は、理由言明と他の言明を十分に区別していないという点で問題がある。理由言明は、一般的な規範的判断を表す言明とは異なるものである。—上記の引用では、このように言われている。ウィリアムズは、理由言明が個別的な行為者に関して区別された言明であるということは、理由言明が他の言明と区別されるということに関連すると考えているようである¹⁰。

理由言明が他の言明と「区別される意味」をもつということは、他の論文でも強調される。彼は、IER 以降の論文においては、内在主義を擁護する際に「他と区別される意味をもつのであれば」という但し書きをつける(Williams, 1995; Williams, 1996; Williams, 2001)。たとえば、「価値、理由、説得の理論(Values, Reasons, and the Theory of Persuasion)」という論文では、以下のように述べている。

「A は X する理由をもつ」が他と区別される意味をもつのであれば、その〔言明〕は内在主義的解釈を受けるべきである。[...] 私は、「A は X する理由をもつ」〔という言明〕がこの含意なしに完全に理解できる仕方で主張されうるということを否定しているのではない。その主張は、そう主張されているとき、異なる種類の文によって表されうるものを意味しているということにすぎない。(Williams, 1996, p.109)

この引用によれば、理由言明は「A が φ することは望ましい」といった言明とは異なる意味をもつ。そして、そのような他の言明と区別される意味で用いられる場合は、理由言明は、内在的解釈を受けなければならない。ウィリアムズのこの但し書きを念頭に置くならば、「外在的理由は存在しない」という主張も、「他と区別された意味で用いるならば、外在的理由は存在しない」という主張であると考えるのが自然である。

問題は、「理由言明の他と区別される意味」とはどのようなものか、ということである。先の引用の「それに関連して」という言葉で示唆されていたように、理由言明と他の言明の区別は行為者間の区別と関係がある、とウィリアムズは考えているようである。理由言明は、個別的

¹⁰ 「区別される」ということが、ふたつの意味合いで用いられていることには注意が必要である。前者は行為者のあいだの区別、後者は理由言明と他の言明の区別について述べられている。

な行為者についてのものであって、個別的な行為者を行為へ導くのでなければならないということに、他の言明と区別される独自の側面があるのかもしれない。そう言えるのであれば、「なぜ理由言明は個別的な行為者についての内容を持ち、それぞれの行為者と関連づけられているのでなければならないのだろうか」という問いに対しては、そこにこそ理由の独自性があるからだ、と答えることができるだろう。そうすると、理由言明を他と区別される意味で用いるとき、説明の要請において個別的な行為者自身の可能性を求めることもまた、正当化されることになる。

3. 理由言明の「他と区別される意味」

では、理由言明は他の言明といかにして区別されるのか。ウィリアムズが「べし」や実践的熟慮(practical deliberation)について述べていることを参考にして、行為の理由言明が他の言明と区別される点について考察する。

3.1. 実践的な「べし」を手掛かりに規範理由の独自性を考える

ウィリアムズは、「「べし」と道徳的責務(“Ought” and moral obligation)」という論文のなかで、望ましさ(desirability)を表す「べし」、道徳的責務(moral obligation)を表す「べし」、熟慮の問いに現れる実践的な「べし」という三つの「べし」に焦点を当てて論じている。望ましさを表す「べし」とはたとえば「世界にはより多くの愛が存在すべきである」という言明に現れる「べし」であり、道徳的責務を表す「べし」とは「私は約束を守るべきである」という言明に現れる「べし」である。実践的な「べし」は、行為者の「私はなにをすべきか?」という問いとそれに対する答えに現れるような「べし」である。たとえば、「私は約束を守るべきである」という言明に現れる「べし」は実践的「べし」でもありうる。道徳的責務を表す「べし」と実践的「べし」は、一致することが多いが、概念上は区別されるものである。

ウィリアムズは、ギルバート・ハーマンへの批判を行い、それぞれの「べし」の性格を考察していく。ハーマンは、望ましさを表す「べし」と道徳的責務を表す「べし」のあいだには、受動/能動の変換の適切さを用いたテストによって明らかにされる違いがある、と主張する。ハーマンは、以下の例を持ち出す(Harman, 1973, p.236)。

- (1) ジョーンズはスミスを尋問するべきであった
- (2) スミスはジョーンズによって尋問されるべきであった

ハーマンが言うには、望ましさを表す「べし」では、(1)と(2)は同義である。しかし、道徳的責務を表す「べし」では、(1)は適切だが(2)は適切ではなく、同義ではない。ハーマンによれば、このこと自然な説明は、前者の用法では、「べし」は事態の性質を表現しており、後者の

用法では、行為のコースに対する行為者の関係的性質を表現しているということである。「ジョーンズはスミスを尋問する」と「スミスはジョーンズによって尋問される」は同じ事態であるために、「べし」が事態の性質を表す場合は、受動／能動の書き換えを行うことができる。一方で、「べし」が行為のコースに対する行為者の関係的性質を表す場合には、(1)と(2)は受動／能動の書き換えを行うことができない。というのも、ジョーンズはスミスではなく、スミスを尋問することはジョーンズによって尋問されることとは異なるために、(1)と(2)は異なるもののあいだに成り立つ関係を表していることになるからである(*ibid.*, pp.235-236)。

受動／能動の変換テストが「べし」が表すものを判別するために有用であることを認めたいうえで、ウィリアムズは、道徳的責務の「べし」は事態の成立を求めるものとして理解することができることを主張する。ウィリアムズによれば、(1)は、「ジョーンズが『スミスを尋問すべきなのだ』といった思考をもって意図的にスミスを尋問する、という事態が生じるべきであった」を意味していると考えることができる。このとき、受動／能動の変換を行い、「スミスがジョーンズによってしかじかの思考をもって意図的に尋問される、という事態が生じるべきであった」としても、それらの文は同義であると考えられる(Williams, 1980, pp.115-117)。

一方で、実践的な「べし」は、受動／能動の変換テストによって同義であると判定されないような、個別的な行為者と行為のコースの関係的性質を表す「べし」であると理解できる。ウィリアムズは、実践的な「べし」の特徴として、①可能性を含意し、②排他的であり、③当の行為者の計画に相対的である、という三つを挙げている。なかでも、受動／能動の変換テストに関わる特徴は、その排他性である。(*ibid.*, pp.118-120)。排他性とは、以下のような特徴である。

実践的な「べし」は、「私はなにをすべきか」という問いへの「すべてを合わせたうえで」のあるいは「最終的な」答えと見なされるべきである。そして、この役割を果たす「べし」は、「排他的(exclusive)」と呼べる性質をもっている。もし私が X をすべきであり、また私は Y をすべきであるならば、私が X と Y の両方をするのが可能でなければならない^{11 12}。(*ibid.*, p.119)

ウィリアムズによれば、実践的「べし」が受動／能動の変換を許さないのは、熟慮の問への最

¹¹ ジョン・ブルーム(John Broome)はある人と別の人の道徳的責務が同時には満たされないような例をウィリアムズの見解に対する反例として挙げている(Broome, 2012, pp.9-10)。しかし、それが反例として役立つのは、道徳的責務を表す「べし」が排他性をもつという仮定のもとである。そして、道徳的責務が排他性をもつかどうかは論争的であり、少なくともウィリアムズはそれを認めていない。

¹² 実践的「べし」の排他的という性格については、「実践的必然性(Practical necessity)」という論文で「もし私が A と B をともに為すことができないのであれば、私が A を為すべきであるということと私が B を為すべきであるということは、どちらも事実ではありえない」(Williams, 1982, p.124)と説明されている。

終的な結論であって、排他性をもつという特徴による。

このことは、競技の例を考えると分かりやすいだろう。M と N がテニスをしているとき、(1)M は N に勝つべきであり、かつ、(2)N は M に勝つべきであるということが成り立っているということは考えられる¹³。(1)に受動/能動の変換を行うと、(1)'N は M に勝たれる(負ける)べきである、ということになる。しかし、M に勝つということと M に勝たれるということは、同時には成立しない。実践的「べし」は排他性をもつために、(1)'は(2)と両立しえない。(1)と(1)'が同義であるとする、(1)'と(2)が両立しえないことから、(1)と(2)は両立しえないということになる。そうすると、(1)と(2)が成り立つという最初の前提と矛盾してしまう。「排他性をもつ」ということによって、実践的「べし」においては、受動/能動の変換ができないのである。

それに対して、実践的「べし」についても、道徳的責務の「べし」と同様の書き換えによって、能動/受動の変換を行うことができるのではないかと考えられるかもしれない。そうすると、先ほどの(1)は(1)''「M が『N に勝つ』といった思考をもって意図的に N に勝つという事態が生じるべきである」となり、(2)は(2)''「N が『M に勝つ』といった思考をもって意図的に M に勝つという事態が生じるべきである」となる。(1)''を受動態に変換すると、(1)''''「N が M によって『N に勝つ』といった思考をもって意図的に勝たれる、という事態が生じるべきである」となるが、実践的「べし」の排他的な性格によって、(1)''''は(2)''と両立しない。(1)''と(1)''''が同義であると考え、(1)''と(2)''がともに成り立つという最初の前提と矛盾してしまう。道徳的責務を表す「べし」は排他性を持たないのに対して、実践的「べし」は排他性をもつということから、この書き換えによっても、実践的「べし」では受動/能動の変換は行えない。それは、実践的「べし」は、事態の性質ではなく、行為のコースに対する M や N といった個別的な行為者の関係的性質を表しているからだと考えられる。このことから、実践的「べし」は、個別の行為者についてのものであって、その行為者を特定の行為へ導くためのものであると言えよう。ここまでは実践的「べし」についての議論であったが、ここから規範理由についてなにが言えるだろうか。

ここで指摘しておくべきなのは、実践的「べし」と規範理由の繋がりである。規範理由は、行為者が自分の行為を決定するための実践的熟慮における考慮事項であり、実践的「べし」は実践的熟慮における最終的な結論である。規範理由は最終的な結論を導くのに役立つものであって、 ϕ すべきであるという結論は、規範理由によって支持されている。したがって、 ϕ すべきであるとき、その結論を支持するような特定の規範理由が存在すると考えられる。「A は ϕ すべきである」は「A は ϕ する規範理由をもつ」を含意する。

ただし、 ϕ する規範理由があるということから、ただちに ϕ すべきであるとは言えない。「 ϕ する規範理由がある」は特定の考慮事項に照らした特定の範囲における(pro tanto)結論であつ

¹³ ここでは両立しないことが分かりやすい例として競技の例を挙げている。しかし、「勝つべき」が適切な例ではないと考えるならば、もちろん、別の例で考えることもできる。たとえば、「M は N に道を聞くべきである」かつ、「N は急いで学校に向かうべきである」という状況が成り立っているという例でもよい。

て、最終的な結論ではないからである。実践的「べし」の三つ目の特徴を説明するなかで、ウィリアムズは以下のように述べている。

実践的、熟慮的な意味においては、「A は X をするべきだ」は、「A には X をする理由がある」を含意しており、これは主張の「内在的な」意味と私が呼ぶものである。しかしながらこのふたつの文は同義ではない。なぜならば、「A には X をする理由がある」は排他的ではないからである。(ibid., p.120)

ある考慮事項は ϕ することを支持する役に立つが、べつの考慮事項は ϕ しないことを支持する役に立つために、A は ϕ するための規範理由と ϕ しないための規範理由の両方をもつ、ということはある。このように、実践的「べし」と規範理由のあいだには違いが存在する。しかも、その違いは、受動／能動の変換が可能であるか不可能であるかを分ける「排他性」という特徴における違いである。そうすると、実践的「べし」言明が行為のコースに対する個別的な行為者の関係的性質を表すからといって、理由言明もまた行為者の性質を表すとは言えない、と思われるかもしれない。

しかし、実践的「べし」と規範理由の繋がりをさらに考えると、必ずしもそうではないということが分かる。実践的な文脈にかぎらず一般的に、特定の結論を導くためのもっとも強い理由が存在するとき、それによって最終的な結論は導かれ、また、最終的な結論があるときは、他の結論ではなくその結論を導くためのもっとも強い理由が存在する。このことを踏まえると、 ϕ するためのもっとも強い規範理由が存在するとき、そしてそのときだけ ϕ すべきである、とは言えるだろう。つまり、「A は ϕ する最大の規範理由をもつ」と「A は ϕ すべきである」は、同義であると考えられる。このような見方は、内在主義を支持する論者にも外在主義を支持する論者にも一般的に受け入れられたものである。パーフィットは以下のように述べている。

ある仕方で行為するためのわれわれの理由が、他のなんらかの可能な仕方で行為するためのわれわれの理由よりも強いとき、これらの理由は決定的であり、この仕方で行為することは、われわれに行うための最大の理由があることである。[...]

われわれになんらかの仕方で行為するための決定的理由や最大の理由があるとき、われわれが呼ぶところの決定的理由込みの意味で、この行為は私が行うべきことである。たとえわれわれが「決定的理由」や「最大の理由」という言葉を用いなかったとしても、われわれのほとんどは「するべきだ」や「べき」を、この理由を含んだ意味で用いている。(Parfit, 2011a, p.33)

こうして、最大の理由言明は実践的「べし」言明と同義であるということが確認された。これによって、最大の理由言明は実践的「べし」言明と同様に、行為のコースに対する行為者の関係的性質を表すものであると考えられる。そして、最大の理由言明が行為のコースに対する

行為者の関係的性質を表すものであるということから、理由言明もまた、そのような性質を表すものだと結論づけることができよう。なぜなら、パーフィットが言うように、最大の理由とは、特定の場合における規範理由のことだからである。ある言明がどのような性質を表すものなのかは、場合によって異なるようなものではないだろう。

以上によって、理由言明は行為のコースに対する行為者の関係的性質を表すという点において道徳的責務を表す言明や事態の望ましさを表す言明と区別されると結論づけることができよう¹⁴。そして、理由言明は、実践的「べし」との関連で確認したように、行為を行うための特定の範囲での結論を導く。理由言明は、個別的な行為者についてのものであり、個別的な行為者を行為へ導くという点に他の言明とは区別される特徴がある。

3.2. 実践的熟慮の特徴を手掛かりに規範理由の独自性を考える

前項では実践的熟慮の最終的な結論としての「べし」に焦点を当てたが、ここでは、実践的熟慮それ自体に焦点を当てる。実践的熟慮は、最終的な結論としては実践的な「べし」言明、あるいは最大の理由言明を導出するが、ある特定の範囲における結論としては、理由言明を導出する。ここでは、理由言明の独自性を、それを導く「熟慮(deliberation)」という観点から考察する。

『生き方について哲学は何が言えるか(Ethics and the Limits of Philosophy)』第 4 章の議論を参考に、事実的熟慮(factual deliberation)と実践的熟慮の違いを考察することからはじめよう¹⁵。そこでは、事実的熟慮と実践的熟慮における「私」の位置の違いが指摘されている。

事実的熟慮とは、世界のなかで成り立つ事実についての問いに答えるための熟慮である。それは、たとえば「私は『ストロンチウムは金属であるか?』という問いをどう考えるべきか?」といった問いに答えるために行われる。このような事実的熟慮の問いは、「誰であれ、しかじかの問いをどう考えるべきか?」という問いに置き換えることができる。世界についての事実は、私やあなたといった個人から独立して成り立つ、非個人的なものである。したがって、事実的熟慮の問いにおける「私」への言及は派生的であり、消去することができる。ウィリアムズは、事実的熟慮を行う人は、「[世界についての] 真理の熟慮というプロセスの性質上、自分自身の

¹⁴ ここで、考える反論に対して手短かに答えておきたい。「A は ϕ すべきである」は、「 ϕ することは A にとって実現すべき事態である」という仕方で書き換えることができ、事態の性質として見做すことができる、と言われるかもしれない。しかし、そのように言い換えた場合でも、その言明において、「A にとって」という A への言及は不可欠なものとなっている。「実践的「べし」は行為のコースに対する行為者の関係的性質である」と主張することのポイントは、実践的べし言明が個別的な行為者についてのものだという点にある。先の書き換えを行ったとしても、ここで示したいポイントは失われない。

¹⁵ 「事実的熟慮」という言い方は、「熟慮」をアリストテレスの言う「思案(bouleuein)」として理解すると、奇妙なものに思われるだろう。これは、ウィリアムズが「熟慮」と言うことでどのような過程を意図していたのか、という問いに関わる。この問題はウィリアムズの内在主義を理解するうえで重要であると考えられるが、ここでは深入りしない。

信念と他人の信念の両者を矛盾なく一つの集合にまとめるという目的にコミットしている」(Williams, 1985, p.68: 115 頁)と言う。

一方で、実践的熟慮の結論は、世界のあり方がその結論に対して一致することを求める。それゆえ、事後的熟慮とは異なり、じっさいに世界でどのような事実が成り立っているのか考えるという性格の故に他者との一致にコミットメントをもつということにはならない。事後的熟慮と同様の仕方「私は...べきである」を「誰であれ...べきである」と言いかえることはできない。

さらに、ウィリアムズは、それ以上に積極的に、実践的熟慮は本質的に一人称的であると主張する。

実践的熟慮はどんな場合にも一人称的であり、この一人称的用法は派生的なものではなく、また主体をどんな人に置き換えてもよいような性質のものでもない。自分がすると決めた行為は、自分のものとなる。[...] 行為が自分のものだということは、本人が熟慮によってその行為を決定するだろうということを意味するだけでなく、自分が経験的世界における原因となって、また自分の欲求や熟慮もある程度は原因となって、世界に変化が生じるだろうということを意味する。(ibid., pp.68-69, 115 頁)

ここで、ウィリアムズは、実践的熟慮は特定の行為を「自分のものとする」過程であると主張する。そして、行為が自分のものであるとは、自分あるいは自分の欲求や熟慮が原因となって、世界に変化を生じさせるであろうということである、と言う¹⁶。

この言い方は分かりづらいが、実践的熟慮の結論は、「誰か、あるいは、誰もが行う行為」ではなく、「自分のもつ主体的動機群をもとに、自分が熟慮し、決定したことによって、自分が行う行為」である、ということだと思ふ。たとえば、M は、自分の計画に照らして、論文を書くべきであるということを熟慮の末に結論づけるかもしれない。そのとき、それは、論文が書きあがるという事態を誰かが惹き起こすのが望ましいということ結論づけているのではなく、自分が論文を書き上げるということを結論づけている。そして、論文を書きあげたときには、自分が決定し、自分が行ってきたことの結果としてそのことを喜ぶだろう。「論文が書きあがる」ということは、たんなる出来事の生起ではなく、自分の決定や行為の結果として扱われている。

さらに、「道徳的運(Moral Luck)」という論文のなかで用いられた例を見ることも、その論文の主旨とは異なるが、「熟慮は特定の行為を自分のものとする過程である」という主張を理解す

¹⁶ ここでは、変化の原因であるとはどういうことか、という問題に深く立ち入ることはしない。しかし、ひとつ述べておきたいのは、これは「行為者」を関連した心的状態から独立した原因として導入するということを必ずしも意味しないということである。たとえば、マイケル・E・ブラットマン(Michael E. Bratman)は、心的状態によって行為者が原因であるというアイデアを説明することを試みている(Bratman, 2000)。

る助けになる。ウィリアムズが指摘するには、「熟慮に誤りがあり、そのことにかなりあとで気がついたのだが、行為者は運よく成功し、しかも、他のことを行っていたならばほとんど成功しなかったであろうというような場合」(Williams, 1976, p.32)がありうる。そのとき行為者は、その成功を喜ぶにもかかわらず、自己非難を行う (ibid.)。行為者はその成功に対して向けられた賞賛に「たまたまだよ」とバツの悪そうな顔をして応じるかもしれない。行為者はその成功を自分によって惹き起こされた結果として考えることができないのである。このような事例から言えるのは、少なくとも、われわれが特定の出来事を自分の行為の結果と見做すためには、熟慮との不一致がないということが必要である、ということである。そしてそれは、熟慮によって導いたものこそが、「私の行為」として見做されるからであろう。

要するに、実践的熟慮の結論は、前項で見たように個別的な行為者についてのものであり、それも、私についてのものである。そして、それは私についての結論を出すというだけではなく、私の主体的動機群に照らして熟慮し、なんらかの行為を私の行為として見做すようになる過程でもある。実践的熟慮は一人称的であるという特徴をもつと言えよう。

以上で、事実に熟慮と実践的熟慮の違いを確認し、事実に熟慮は私に言及する必要はないのに対して、実践的熟慮は私に言及する必要がある、ということを確認した。そうすると、問題は、事態の望ましさや道徳的な善悪といった評価言明を導く熟慮はどちらの特徴をもつのか、ということになる。

評価言明もまた、理由言明と同様に、世界のあり方を記述するものではないように思われる。したがって、世界についての記述的な真理を求めるという性格から評価言明を導く熟慮は他者との一致にコミットメントをもつとは言えないかもしれない。しかし、それが世界についての記述的な真理を求めるという性格から言われるのかどうかはさておき、評価言明を導く熟慮も事実に熟慮と同様に、他者との一致にコミットメントをもつ、ということはおもしろい。マイケル・スミスがわれわれの道徳的实践の際立った特徴のひとつとして挙げたように、われわれは道徳の問題に関する様々な見解が一つに収束することを目指して、道徳問題に関して考察を行う (Smith, 1994, p.6:10 頁)。「私は、『嬰兒殺しは道徳的に悪いか?』という問いをどう考えるべきか?」という問いは、「誰であれ、しかじかの問いをどう考えるべきか?」という問いに、「私は、嬰兒殺しを止める道徳的責務をもつか?」という問いは、「誰であれ、嬰兒殺しを止める道徳的責務をもつか?」という問いに置き換えることができる。

さらに、われわれの实践ではなく、倫理学理論に照らして考えても、評価や義務の言明を導く熟慮は一人称的な問いに答えるものであるとは考えられない。ウィリアムズが「人格、性格、道徳(Persons and character and morality)」という論文のなかで論じたように、功利主義では、価値の担い手は明らかな仕方で「事態」であり、誰がその事態を引き起こすかということは問題にはならない(Williams, 1976, p.4)。カント主義的な立場においては、人々は現実の人格や、状況、関係からの抽象を要求される (ibid., p.3)。カント主義的な道徳において問われるのは、「誰であれ」なにをどのようにすべきか、ということである。それらの立場では、「私」は言及されるとしても、たとえば「私は『ストロンチウムは金属であるか?』という問いをどう考

えるべきか？」という問いと同様に、消去可能な仕方では現れない。実践的熟慮のように、私に言及することが必要であるとは言えない。

以上のことから、実践的熟慮は評価言明を導く熟慮とは異なり、一人称的な問題を扱っているため、その結論である理由言明（さらには、実践的「べし」言明）と評価言明では、「私」が占める位置が異なると言える。理由言明は一人称的な問題に答えるものであるのに対して評価言明はそうではないということから、それらは区別される意味をもつ。理由言明は、個別的な行為者についての内容を持ち、その行為者が発する「私はなにをすべきか？」という問いに答えるという、独自の性格をもつのである。理由言明は個別的な行為者についてのものであって、個別的な行為者を行為へと導くものであると言えよう。

したがって、本節では、理由言明を他と区別される意味で用いるのであれば、「行為者自身」の可能性を求めることは正当であると結論づける。しかし、以上の議論から導くことができるのは、あくまで但し書きの結論である。この点が認められなければ、少なくとも以上のような議論からは、行為者自身の可能性を求めることは正当化できないように思われる。そして、理由言明の「他と区別される意味」を認めず、その意味で用いない外在主義者も多いのである。

4. ウィリアムズの内在主義と外在主義の争点

第 2 節で述べたように、ウィリアムズは、理由言明を他の言明と区別される意味で用いたうえで、内在主義を擁護している。ウィリアムズによれば、外在的理由言明は理由言明以外の評価言明によって代用することができるが、それこそが外在的理由言明の問題である (Williams, 1996, p.109)。たとえば、外在的理由言明は「ある人は苦悶を避ける理由をもつ」と「その人が苦悶を避けるのは望ましい」という言明の区別を示しておらず、それらの言明は相互に代用できる。だが、理由言明はそのような「φ することは望ましい」といった評価言明とは区別される意味をもっており、その「区別される意味」で理由言明を用いる必要がある、とウィリアムズは言う。つまり、前節で見たような理由言明の独自性を踏まえたうえで、理由言明を用いる必要がある、と言う。

一方で、パーフィットやスキャンロンといった外在主義の筆頭であるような論者は、この代用を積極的に認めるように思われる。というのも、彼らは、望ましき、道徳的な善悪、道徳的責務などの概念は、理由によって分析されうると考えるからである。たとえば、スキャンロンはつぎのように言う。

私が正しいと信じている案は、以下のように主張する。善いとか価値があるということは、それ自体としては物事に特定の仕方では反応する理由を与える性質ではない。むしろ、善いとか価値があるということは、そういった理由を構成する別の性質をもつということなのである。ある性質は理由を構成するという主張が規範的主張であるということから、この説明は、善や価値を非自然的性質、すなわち、関連する理由を与えるなんらかの低階の性

質をもつという純粋に形式的な高階の性質であると見做す。(Scanlon, 1998, p.97)

ここでスキャンロンが唱える見解は、「責任転嫁説(buck-passing account)」と呼ばれ、パーフィットを含めた一部の哲学者たちに受け入れられている。この説では、価値があるということは「理由を与える性質をもつ」という二階の性質であり、価値が規範的であるということは、理由を与えるという性質に拠っている。このような見解を受け入れるならば、「理由言明を他の言明に言い換えることができる」ということが問題視されることはないだろう。つまり、スキャンロンやパーフィットといった外在主義者は理由言明を他の言明と区別されるものとして扱っていないのである。じっさい、スキャンロンは「実践的理由、つまり行為の理由に特有の問題など存在しない」(ibid., p.17)と明言しており、(本稿で扱ってきたような、行為の)理由言明には他の言明と区別される独自性があり、その独自性を汲みとるべきであるという見解を真っ向から否定する。

要するに、第 2 節、第 3 節で見てきた議論が正しければ、「理由言明を他と区別される意味で用いるならば」行為者自身の可能性を認めることになるが、外在主義者はこの意味を認めず、そのような仕方理由言明を用いないのである。したがって、ウィリアムズの論証の重要な前提を支持するかどうかという違いは、理由言明には独自の意味があることを認め、その意味で用いるのかどうかという不一致に由来すると考えられる。

さらに、この不一致によって、ウィリアムズの内在主義と外在主義では、探求の目的・対象も異なっている。多くの外在主義者は、行為の理由の独自性を認めず、その領域を含めた規範性全般を、「理由」という単一概念によって分析しようと考えている。その精神は、たとえば、ジョセフ・ラズ(Joseph Raz)の「規範性を説明するということは究極的には、理由であるとはどのようなことかを説明し、理由に関する難問を説明することなのである。」(Raz, 1999, p.35)という言葉に現れている。

しかし、少なくともウィリアムズは、そのような意図をもって「理由」を扱っているのではない。むしろ、行為の理由の独自性を認めたいという目的のもと、「行為の理由」を扱っている。ウィリアムズは、せいぜい、規範性の領域の一部を扱おうとしたにすぎないように思われる。このように、外在主義者とウィリアムズでは、なにを目的としているのか、なにを探求の対象としているのかについても、不一致があると考えられる。

パーフィットがウィリアムズは理由の純粋に規範的な意味を理解していなかったと言うように(Parfit, 2011b, p.17)、ウィリアムズは規範性一般を分析するものとして理由を把握していなかったと思う。そしてまた、パーフィットも、個別的な行為者についてのものであって、行為者の一人称的な問いに答えるものとして理由言明を把握していなかった。パーフィットは、行為の理由言明に他と区別される意味があるとは考えず、その意味で用いてはいなかったのである。

おわりに

以上で、説明の要請において「行為者自身」の可能性を求めるのはなぜか、という問いからはじめて、外在主義とウィリアムズの内在主義の対立のひとつの根を明らかにすることが出来たと思う。外在主義とウィリアムズの内在主義のあいだには、「(行為の) 理由言明の他と区別される意味」を認め、その意味で用いるのかどうか、という点ですでに不一致が存在する。そして、それによって、論証の前提を特定の解釈のもとで認めるかどうか、そしてなにを目的・対象に議論しているのかという不一致が生じている。内在主義と外在主義の論争について考察するならば、自分は行為の理由言明の独自の意味を認め、その意味で用いるのかという点から、立場を定める必要があるだろう。

参考文献

(引用のなかで、邦訳のある文献については、原書のページ数に続けて、邦訳の頁数も記している。)

- ・ Bratman, Michael E. (2000). “Reflection, Planning and Temporally Extended Agency” in *The Philosophical Review* 109 (1): pp.35-61
(マイケル・ブラットマン(2010)「反省・計画・時間的な幅をもった行為者性」、『自由と行為の哲学』:289-334 頁、門脇俊介・野矢茂樹監訳、春秋社)
- ・ Broome, John (2012). “Williams on Ought” in Ulrike Heuer & Gerald Lang (eds.), *Luck, Value, and Commitment: Themes From the Ethics of Bernard Williams*. Oxford University Press, Usa.
- ・ Gert, Joshua (2008). “Williams on reasons and rationality” In Daniel Callcut (ed.), *Reading Bernard Williams*. Routledge.
- ・ Harman, Gilbert & Wertheimer, Roger (1973). “The Significance of Sense: Meaning, Modality, and Morality” in *Philosophical Review* 82 (2): pp.235-239.
- ・ Heathwood, Chris (2011). “Desire-Based Theories of Reasons, Pleasure, and Welfare” in *Oxford Studies in Metaethics* 6: pp.79-106.
- ・ Millgram, Elijah (1996). “Williams' argument against external reasons” in *Noûs* 30 (2):197-220.
- ・ Parfit, Derek (1997). “Reasons and motivation” in *Aristotelian Society Supplementary Volume* 71 (1):pp.99-130.
— (2011). *On What Matters*, Oxford University Press.
- ・ Raz, Joseph (1999). “. “Explaining Normativity: On Rationality and the Justification of Reason” in *Normativity*, Blackwell: 34-59.
- ・ Smith, Michael (1994). *The Moral Problem*. Blackwell.
(マイケル・スミス(2006)『道徳の中心問題』、樫則節監訳、ナカニシヤ出版)

- ・ Williams, Bernard(1976). "Persons and character and morality" in *Moral Luck*, Cambridge University Press: pp.1-19.
- (1976). "Moral Luck" in *Moral Luck*, Cambridge University Press pp.20-39
- (1979). "Internal and External Reasons" in Ross Harrison (ed.), *Rational Action*. Cambridge University Press: pp.101-113.
- (1980). "'Ought" and moral obligation" in *Moral Luck*, Cambridge University Press: pp.114-123
- (1982). "Practical necessity" in *Moral Luck*. Cambridge University Press: pp.124-131
- (1985). *Ethics and the Limits of Philosophy*, Harvard University Press.
- (バーナード・ウィリアムズ(1993)『生き方について哲学は何が言えるか』、下川潔・森際康友訳、産業図書)
- (1989). "Internal Reasons and the Obscurity of Blame" in *Making Sense of Humanity*, Cambridge University Press: pp.35-45.
- (1995). "Replies" in *World, Mind, and Ethics: Essays on the Ethical Philosophy of Bernard Williams*, J. E. J. Altham & Ross Harrison (eds.), Cambridge University Press: 185-224.
- (1996). "Values, Reasons, and the Theory of Persuasion" in A. W. Moore (ed.), *Philosophy as a Humanistic Discipline*: pp.109-118.
- (2001). "Postscript" in *Varieties of Practical Reasoning*, Elijah Millgram (ed.), MIT Press: pp.91-97.
- ・ 児玉 聡(2002)「バーナード・ウィリアムズ「内在的理由と外在的理由」(<研究報告> メタ倫理学における内在主義と外在主義)」、実践哲学研究 (2002 年度) 25: 61-68.
- ・ 鴻 浩介 (2015a)「理由の内在主義と外在主義」
http://pssj.info/program/program_data/48/ws/ws6kou.pdf (2017/02/05 最終確認)
- (2015b)「理由の内在主義のモチベーション」、東京大学哲学研究室『論集』34 号 (2015 年度) : pp.164-177.